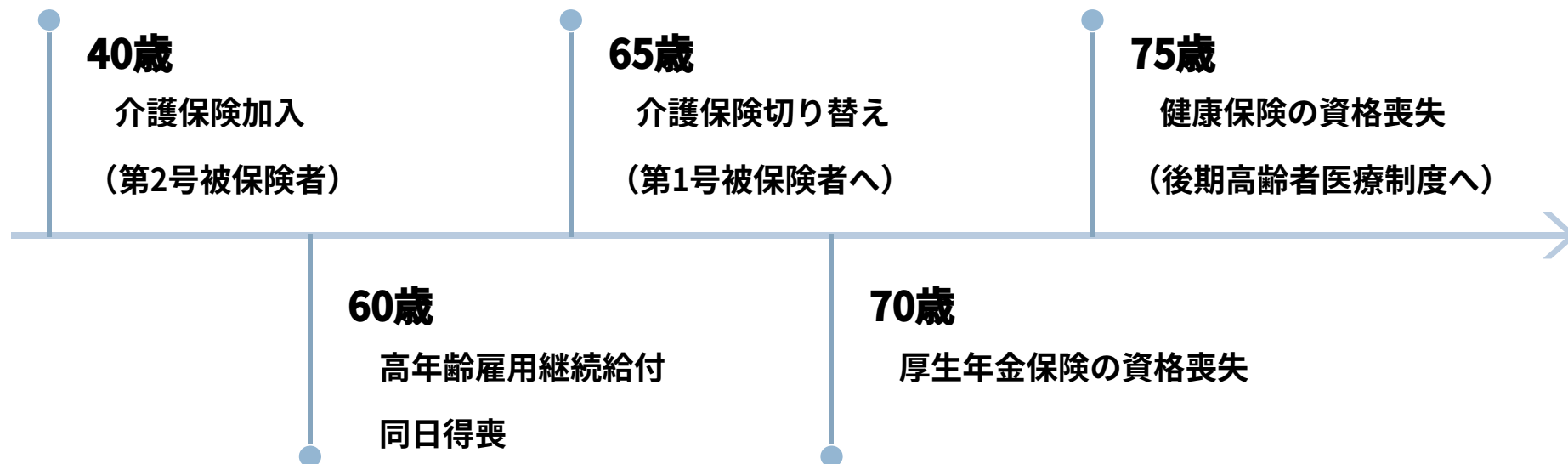


60歳からの 社会保険と雇用保険

令和8年9月17日
新美税務会計事務所

年齢ごとの変更のながれ



保険料 いつから？ いつまで？

	いつから	いつまで	賞与支払時
資格取得	資格取得日の属する月から		資格取得年月日以降に支払われた場合、控除する
40歳 介護保険	40歳の誕生日前日の属する月から [例] 9/2生まれ … 9月分から 9/1生まれ … 8月分から		40歳の誕生日前日が属する月に支払があったら、誕生日前に支払日があっても、控除する
65歳 介護保険		65歳の誕生日前日の属する月まで [例] 9/2生まれ … 9月分まで 9/1生まれ … 8月分まで	65歳の誕生日前日が属する月に支払があったら、誕生日前に支払日があっても、控除しない
70歳 厚生年金		70歳の誕生日前日の属する月まで [例] 9/2生まれ … 9月分まで 9/1生まれ … 8月分まで	70歳の誕生日前日以降に支払があったら、控除しない
75歳 健康保険 子ども子育て支援金		75歳の誕生日の属する月まで	75歳の誕生日以降に支払があったら、控除しない
資格喪失		資格喪失日の属する月の前月分まで [例] 8/30退職（8/31喪失） … 7月分まで 8/31退職（9/1喪失） … 8月分まで	月末退職の場合、同月内に支払があったら、控除する それ以外の場合、控除しない ただし、退職日以前に支払った場合、賞与支払届での届出は必要